

板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成事業実施要綱

令和8年4月1日板橋区長決定

令和8年4月28日一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由により自宅にエアコンディショナー(以下「エアコン」という。)を設置していない、又は設置しているが故障等により使用ができない生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用(以下、「エアコン購入費」という。)並びにエアコンの修理に要する費用(以下、「エアコン修理費」という。)を給付することで、生活環境の改善を図り夏季における熱中症による健康被害の予防を図ることを目的とする。

(助成の対象世帯)

第2条 助成の対象となる世帯(以下「助成世帯」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす世帯とする。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 板橋区(以下「区」という。)の区域内(以下、「区内」という。)に居住する世帯であること。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯であること。
- (3) 居住している住宅にエアコンの設置がない、又は設置しているが故障等により使用できない世帯であること。
- (4) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省事社会局通知)第7の2(6)ウの規定(以下「実施要領の規定」という)による冷房器具の購入およびその設置費用の支給が受けることができない世帯であること。
- (5) 賃貸住宅に居住している場合は、エアコン設置及び設置工事に関して、家主から承諾を得ていること。

(エアコン購入費助成の対象機器等)

第3条 エアコン購入費助成の対象となるエアコンは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 壁又は窓枠に固定して設置するエアコンであること。ただし、区長が、住宅の構造等を理由に、エアコンを壁又は窓枠に固定して設置することが困難であると認める場合は、この限りではない。

(2) 助成世帯が居住する住宅に設置するものであること。

2 この要綱による助成の対象となるエアコンの台数は1世帯あたり1台とする。

(エアコン修理費助成の対象機器等)

第4条 エアコン修理費助成の対象となるエアコンは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 助成世帯が居住している住宅に設置されたエアコンで、修理により使用ができるもの

(2) 助成世帯が所有するものであること。ただし、区長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(助成金の限度額等)

第5条 助成金の額は、次の各号に定める額のいずれか少ない額を限度とする。

(1) エアコン本体の購入(78,000円を限度とする。)及び設置に要する額(100,000円から本体購入費の実額(上限78,000円)を差し引いた額を限度とする。)の合計額 100,000円

(2) エアコンの修理に要する額 30,000円

(3) 支払いに要する額が、前各号に規定する額を下回る場合は、当該支払いに要する額を限度とする。

2 この要綱に基づく助成金の給付は、1世帯につき1回を限度とする。

(助成の申請)

第6条 申請者は、エアコンを購入又は修理する前に、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金交付申請書兼同意書(様式第1号)に見積書(任意様式)を添付し、区長に申請しなければならない。見積書は販売業者の名称、住所、連絡先の記載があるものとする。見積書を徴せない場合は、見積書に代わる、見積計算書(様式第2号)を添付しなければならない。

2 前項による助成金の申請期限は、令和8年4月1日から令和8年10月31日とする。ただし、やむをえない事由があると区長が認める場合にはこの限りではない。

3 区は、エアコンを設置する予定の住宅について、訪問調査を実施することができる。

(助成の決定)

第7条 区長は、第6条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、助成を適当と認めるときは助成金の交付を決定し、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金交付決定通知書(様式第3号)により、助成を不適当と認めるときは板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金不交付決定通知書(様

式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成金を請求するときは、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)に、エアコン購入費又はエアコン修理費の領収書を添付し、令和8年12月28日までに請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると区長が認めた場合は、この限りではない。

2 エアコン購入費又はエアコン修理費を助成決定者がエアコンを購入又は修理した業者へ直接支払うことを希望する場合は、前項に定める領収書にかえて業者が発行する請求書及び委任状(様式第6号)を添付すること。

(助成金の確定及び通知)

第9条 前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、助成金の額が確定したときは、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金交付額決定通知書(様式第7号)により当該助成決定者に通知する。

(助成金の支給方法)

第10条 区長は、前条の規定により助成金の額の確定を行った後、原則として口座振込により助成決定者に支給又は業者へ支払う。ただし、助成決定者が金融機関に口座を開設していないなどのやむを得ない事情により口座振込による支給が困難な場合に限り、助成金を現金により支給することができる。

(助成決定の取り消し)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付が暴力団(東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年板橋区条例第28号)に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (3) 助成を辞退したとき。
- (4) 第2条に掲げる要件を備えなくなったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金交付決定取消通知書(様式第8号)に理由を付して、当該助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、すでに助成金が交付されているときは、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金返還請求書(様式第9号)により、期限を定めて返還を命じなければならない。

(機器の管理等)

第13条 エアコン購入費又はエアコン修理費の助成決定者は、最善の注意をもって当該助成を受けた機器を使用し、及び、維持管理しなければならない。

2 エアコン購入費又はエアコン修理費の助成決定者は、事業の目的に反して当該助成を受けた機器を使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供してはならない。

(台帳の整備)

第14条 区長は、助成の状況を明確にするために、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成台帳(様式第10号)を整備するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月28日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

年 月 日

板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金交付申請書兼同意書

（宛先）東京都板橋区長

板橋区生活保護世帯等エアコン購入費・修理費助成金の交付を下記のとおり申請します。

申請者	住 所（〒 - ） 板橋区	
	フリガナ 氏 名	生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日
住宅状況（○をつける） 自家 ・ 賃貸住宅 ・ 都営/区営住宅 ・ 公営住宅（都営/区営除く）		
確認事項	<input type="checkbox"/> 申請者を含む世帯員全員が生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受給している。 <input type="checkbox"/> 居住している住宅にエアコンがない、または故障により使用できるエアコンがない。 <input type="checkbox"/> 板橋区において既に本事業の助成を受けたことがない。 <input type="checkbox"/> 助成額は次に定める額または実際に支払った額のいずれか少ない額とする。 エアコン購入費等100,000円 ※購入費等は本体購入費（上限:78,000円）と設置費（上限:100,000円から本体購入費の実額（上限78,000円）を差し引いた額）とする。 エアコン修理費30,000円 <input type="checkbox"/> 板橋区から交付決定を受けてから、購入もしくは修理したエアコンを助成対象とする（事前に申請のないエアコンは助成対象外とする）。 ※修理の場合のみ <input type="checkbox"/> 修理の助成を希望するエアコンは、申請者世帯が所有しているものである。	
同意事項	<input type="checkbox"/> 板橋区長が、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成事業実施要綱に基づく助成金の交付決定等に必要範囲で、板橋区が保有する生活保護の受給状況等の情報を利用すること。 <input type="checkbox"/> 助成金の交付決定のための区の訪問調査を受け入れること。	
誓約事項	<input type="checkbox"/> 設置場所は、申請者の住まいであること。 <input type="checkbox"/> 設置場所が賃貸物件の場合は、本助成金の申請前に家主からエアコンの設置について承諾を得ていること。なお、退去時の現状回復費用の助成はありません。	

本補助金の申請に当たっては、本申請書に記載の確認事項、同意事項および誓約事項を確認のうえ、同意および誓約します。

年 月 日

申請者氏名 _____

見積計算書

対象者住所：

対象者氏名：

見積金額 (税込)	
--------------	--

内訳	型式等	金額	消費税及び 地方消費税	小計
エアコン 本体費用				
設置費用				
修理費用	修理業者の見積書を添付すること			

【見積確認方法】

作成者	業者 ・ その他 ()
確認方法	店頭 ・ 電話 ・ インターネット ・ その他 ()
店舗名	
備考	

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金交付決定通知書

年 月 日で申請のあった板橋区生活保護世帯等エアコン購入費・修理費助成金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

1. 交付決定内容

内容	金額
エアコン購入費等 (本体購入費・設置費)	エアコン購入費等の実費 ただし、エアコン購入費等が100,000円以上の場合は、税込100,000円とする。 ※エアコン購入費等とは、エアコン本体購入費及びエアコン設置費とする。 ※上記の内、エアコン本体購入費の上限は78,000円、エアコン設置費の上限は100,000円から本体購入費の実額（上限78,000円）を差し引いた額とする。
エアコン修理費	エアコン修理費の実費 ただし、エアコン修理費が30,000円以上の場合は、税込30,000円とする。

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金について、下記のとおり不交付と決定しましたので、通知します。

1. 不交付の理由

--

第5号様式(第8条関係)

板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金請求書兼口座振替依頼書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

〒 -

(申請者) 住所

氏名

板橋区生活保護世帯等エアコン購入費・修理費助成金として下記の金額を請求します。

請求金額		万	千	百	十	円
------	--	---	---	---	---	---

内訳	金額
エアコン本体購入費	円
エアコン設置費	円
エアコン修理費	円

※上記の請求金額を事業者へ直接支払うことを希望する場合、以下は記載不要となります。代わりに事業者からの請求書を添付してください。

上記に係る板橋区からの助成金について、下記の口座に振り込むことを依頼します。

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	支店 出張所
	金融機関コード (4桁)	支店コード (3桁)
振込口座	預金種別	1. 普通 2. 当座 3. その他 () (○でかこむ)
	口座番号	
	フリガナ	フリガナは必ずお書きください。口座名義およびフリガナの訂正はできません。 フリガナ入力欄
	口座名義	

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

委 任 状

（宛先）東京都板橋区長

（委任者）住 所 _____

氏 名 _____

（続柄： _____）

私は以下の者を代理人として、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金の受領に関する一切の件を委任します。

（受任者）住 所 _____

氏 名 _____

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金交付額決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金について、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

1. 交付決定内容

内容		金額
交付額		
内 訳	エアコン本体購入費	円
	エアコン設置費	円
	エアコン修理費	円

振込予定日 年 月 日

第8号様式（第11条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号で通知した板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金交付決定について、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成事業実施要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、通知します。

1. 取り消しの理由

--

2. 助成金交付決定取消金額

	円
--	---

第9号様式（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金返還請求書

年 月 日付第 号により支給決定した板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成金について、板橋区生活保護世帯等エアコン購入費等助成事業実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり返還してください。

1. 返還理由

--

2. 返還金額

	円
--	---

3. 返還期限

令和 年 月 日
